

昭和47年度

学 則
学 生 共 通 細 則

東京教育大学

目 次

(学生便覧抜すい)

| | | |
|---------|-------|----|
| 学 則 | …………… | 1 |
| 別 科 規 則 | …………… | 14 |
| 学生共通細則 | …………… | 16 |

1. 東京教育大学学則

第1章 総 則

第1節 大学の目的及び使命

第1条 本学は、学術に関する高度の専門的研究教授と教育科学の深い研究教授とを行い、併せて高い識見と広い視野とを持つ有能な教育者たるべき人材を育成するを目的とする。

第2節 本学の構成

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

文学部 哲学科、史学科、文学科、社会科学科

教育学部 教育学科、心理学科、特殊教育学科、芸術学科

理学部 数学科、応用数理学科、物理学科、応用物理学科、化学科、生物学科、
地学科

農学部 農学科、農芸化学科、農業工学科、林学科、農村経済学科、生物化学工学科

体育学部 体育学科、武道学科、健康教育学科

第3条 本学に大学院を置く。

大学院に関する事項は、別に定める。

第3条の2 本学に別科を置く。

別科に関する事項は、別に定める。

第4条 本学に次の研究所を附置する。

光学研究所

第4条の2 本学の学部附属して次の教育施設及び研究施設を置く。

文学部 外国語教育研究施設

教育学部 理療科教員養成施設

教育相談研究施設

リハビリテーション教育研究施設

理学部 臨海実験所

菅平高原生物実験所

農学部 農 場

演習林

木材糖化研究施設

農工研究所

体育学部 スポーツ研究施設

第5条 本学に次の実験学校を置く。

附属高等学校

附属中学校

附属小学校

第5条の2 本学教育学部に次の実験学校を置く。

附属盲学校

附属ろう学校

附属養護学校

第6条 本学教育学部に次の分校を置く。

雑司ヶ谷分校

国府台分校

第7条 本学に附属図書館を置く。

第3節 教職員組織、評議会、教授会その他

第8条 本学教職員は、次の通りとする。

学 長

教 員

教 授

助 教 授

講 師

助 手

技 術 員

事 務 員

そ の 他

第9条 教職員の職務に関しては、学校教育法その他法令の定めるところによる。

第10条 各学部に学部長を置き、教授の中から補する。

学部長は、当該学部に関する事項を掌理する。

第11条 本学に評議会を置き、各学部長、附属研究所長及び各学部の評議員で組織する。

各学部の評議員は2名とし、その任期は2年とする。

学長は、評議會を召集してその議長となる。

評議會は、評議員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

議事は、出席員の過半数できめる。

第12条 評議會は、次の事項を審議する。

- 1 学部、大学院及び研究所の設置及び廃止
- 2 学部における学科及び講座の設置及び廃止
- 3 大学院及び研究所に関する重要事項
- 4 学則その他全学の制規に関する事項
- 5 予算の審議
- 6 教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項
- 7 その他学長の諮問する事項

第13条 各学部及び研究所に教授会を置き、教授、助教授で組織する。

学部長及び所長は、教授会を召集してその議長となる。

学部長及び所長は、教授、助教授の3分の1以上の請求がある時は、教授会を召集しなければならない。

教授会の成立には、海外旅行者を除き過半数の出席を必要とする。

議決は、出席員の過半数による。

必要な時には、講師その他の教職員を教授会に出席させることができる。

第14条 教授会は、次の事項を審議する。但し、研究所教授会においては、イ及びロに掲げる事項を除く。

- イ 学科課程に関する事項
- ロ 学生の試験に関する事項
- ハ 文部大臣及び学長の諮問した事項
- ニ 学部及び研究所における人事に関する事項
- ホ 学部及び研究所の経営に関する重要な事項
- ヘ その他必要な事項

上の中人事に関する審議の方式は、各学部及び研究所の定めるところによる。

第15条 本学に一般教育委員会を置く。

一般教育委員会については、別に定める。

第16条 光学研究所に研究所長を置き、教授の中から補する。

研究所長は、当該研究所に関する事務を掌理する。

第16条の2 各教育施設及び研究施設に施設長を置き、教授の中から補する。

但し、教育学部附属施設については、当分の間助教授の中から補することができる。

各施設長は、当該施設に関する事務を掌理する。

第17条 各附属学校に校長を置き、教授の中から補する。

各校長は、当該学校に関する事務を掌理する。

第18条 分校に主事を置き、教授の中から補する。

但し、当分の間教授でないものから補することができる。

分校主事は当該分校に関する事務を掌理する。

第19条 図書館に図書館長を置き、教授の中から補する。

図書館長は図書館に関する事務を掌理する。

第2章 学 部 通 則

第1節 学科及び講座

第20条 授業科目を分けて一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目、専門教育科目及び教職科目とする。

第21条 各学部の授業科目及びその単位数は、次の通りとする。

(別添第1表)

第22条 各学部における講座の種類は、次の通りとする。

(別添第2表)

第2節 履 修 方 法

第23条 各学部の修学期間を年以上とし、この間に所定の単位を履修させる。

2 各学部とも在学期間は8年を越えることを許さない。

第23条の2 前条第2項の規定にかかわらず、各学部とも在学期間は昭和45年度入学者については7年、昭和46年度以降の入学者については6年を越えることを許さない。

第24条 入学第2年目の始めに学生に専攻学科を選択させる。

各学科に属する専攻学科を、次の通りとする。

文 学 部

哲 学 科—哲学、倫理学

史 学 科—史学方法論、日本史学、東洋史学、西洋史学

文 学 科—国語学国文学、漢文学、英語学英文学、アメリカ文学、独語学独文学
仏語学仏文学、言語学

社会科学科—社会学、法律政治学、経済学

教育学部

教育学科—教育学

心理学科—心理学

特殊教育学科—特殊教育学

芸術学科—芸術学、絵画、彫塑、書、構成、工芸、工業デザイン

理学部

数学科—数学

応用数理学科—応用数理学

物理学科—物理学

応用物理学科—応用物理学

化学科—化学

生物学科—動物学、植物学

地学科—地理学、地質学、鉱物学

農学部

農学科—農学、応用生物学

農芸化学科—農芸化学

農業工学科—農業土木学、農業機械学

林学科—林学、木材工学

農村経済学科—農村経済学

生物化学工学科—生物化学工学

体育学部

体育学科—体育学、体育運動学

武道学科—武道学

健康教育学科—健康教育学

第25条 学生は一般教育科目については、次の通り選択履修する。

人文科学分野 ABCD 4群中少くも2群にわたり3科目12単位以上

社会科学分野 ABC 3群中少くも2群にわたり3科目12単位以上

自然科学分野 ABCD 4群中少くも2群にわたり3科目12単位以上

合計 9科目以上 36単位以上

2 前項の規定にかかわらず、一般教育科目について修得すべき単位のうち、基礎教育

科目をおく学部・学科においては、一般教育科目の一分野から4単位計8単位までを指定する基礎教育科目の単位で代えることができる。

第26条 学生は外国語科目については、2か国語を2か年にわたって、1の科目を8単位以上、他の科目を8又は4単位以上、計16又は12単位以上を履修しなければならない。

第27条 学生は専門教育科目については、卒業論文又は卒業研究報告等の単位を含め、必修科目40単位（但し、教育学部芸術学科芸術学専攻・理・農・体育学部においては44単位）以上、必修科目学修に必要な選択科目と自由科目（基礎教育科目を含む）をあわせて36単位以上、合計76単位（教育学部芸術学科芸術学専攻・理・農・体育学部においては80単位）以上を履修しなければならない。

第28条 学生は保健体育科目については、講義及び実技各2単位合計4単位以上を履修しなければならない。

第29条 教員志望の学生は、教職科目について、14単位以上を履修しなければならない。教員資格に関しては、法令の定めるところによる。

第30条 単位の基準については、講義は、毎週1時間15週をもって1単位とし、演習及び外国語は、毎週2時間15週をもって1単位とし、実験実習等は、毎週3時間15週をもって1単位とする。

第3節 課程修了認定

第31条 課程修了の認定は、試験又は研究報告による。

第32条 学科試験は、每学期末又は毎学年末に行う。

第4節 学士号並びにその授与

第33条 学部に4年以上在学し、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および専門教育科目にわたり、また基礎教育科目をおく学部においては、基礎教育科目も含めそれぞれ所要の単位を履修した者に学士号を授与する。

第5節 学年、学期及び休業日

第34条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第35条 学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から10月12日まで

第2学期 10月13日から翌年3月31日まで

第36条 学年中の定期休業日を次の通りとする。

国民の祝日

日 曜 日

創立記念日（5月31日）

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 7月16日から9月15日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

第6節 入学、退学、休学及び転学

第37条 入学の時期は、毎学年の始めから30日以内とする。

第38条 入学資格者は、学校教育法第56条及び学校教育法施行規則第69条の規定により次の1に該当するものでなければならない。

イ 高等学校を卒業した者

ロ 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

ハ 通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

ニ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

ホ 文部大臣の指定した者

ヘ その他大学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第39条 入学志望者については、学力試験及び身体検査その他の結果により選抜の上許可する。

第40条 学生が退学を希望する時は、事由を具して学長に願出で許可を受けなければならない。

第41条 病気その他の事由によって成業の見込がないと認めた時は、論旨退学させ又は除名する。

第42条 学生が病気その他の事由のため引続き2ヵ月以上学修することができない時は、事由を具して学長に願出で許可を得て当該期間休学することができる。

但し、病気の時には、医師の診断書を添付しなければならない。

第43条 休学期間は、引続き2年を超えることはできない。

第44条 休学期間は、在学年数に通算しない。

第45条 他の大学から本学へ転学を希望する者がある時は、本学の学生収容力に妨げのない場合に限ってその事由及び学力等を審査した上で許可することがある。

転学願書には、当該大学長の転学承認書を添付しなければならない。

第46条 本学から他の大学へ転学を希望する者は、本学学長の承認を得なければならない。

第7節 学 生 定 員

第47条 学生の毎年入学収容定員は、1030名とし学部別内訳は次の通りとする。

| | | | | | |
|-------|---|---------|------|---|--------|
| 文 学 部 | } | 哲 学 科 | 35名 | } | 計 220名 |
| | | 史 学 科 | 50名 | | |
| | | 文 学 科 | 100名 | | |
| | | 社 会 学 科 | 35名 | | |

| | | | | | |
|---------|---|-------------|-----|---|--------|
| 教 育 学 部 | } | 教 育 学 科 | 35名 | } | 計 130名 |
| | | 心 理 学 科 | 25名 | | |
| | | 特 殊 教 育 学 科 | 30名 | | |
| | | 芸 術 学 科 | 40名 | | |

| | | | | | |
|-------|---|-------------|-----|---|--------|
| 理 学 部 | } | 数 学 科 | 50名 | } | 計 270名 |
| | | 応 用 数 理 学 科 | 40名 | | |
| | | 物 理 学 科 | 20名 | | |
| | | 応 用 物 理 学 科 | 40名 | | |
| | | 化 学 科 | 30名 | | |
| | | 生 物 学 科 | 40名 | | |
| | | 地 学 科 | 50名 | | |

| | | | | | |
|-------|---|---------------|-----|---|--------|
| 農 学 部 | } | 農 学 科 | 45名 | } | 計 210名 |
| | | 農 芸 化 学 科 | 30名 | | |
| | | 農 業 工 学 科 | 40名 | | |
| | | 林 学 科 | 35名 | | |
| | | 農 村 経 済 学 科 | 30名 | | |
| | | 生 物 化 学 工 学 科 | 30名 | | |

| | | | | | |
|---------|---|-------------|------|---|--------|
| 体 育 学 部 | } | 体 育 学 科 | 110名 | } | 計 200名 |
| | | 武 道 学 科 | 40名 | | |
| | | 健 康 教 育 学 科 | 50名 | | |

第8節 授 業 料、寄 宿 料、貸 給 費

第48条 授業料は、1学年金12,000円（昭和38年4月以降入学者）又は金9,000円とし、次の2期に分けて徴収する。

第1期 { 金6,000円 (自4月分) 4月1日から同30日まで
 金4,500円 (至9月分)

第2期 {金6,000円 (自10月
金4,500円 (至翌年3月分)} 10月1日から同31日まで

第48条の2 転学、編入学及び再入学した者の授業料は、その者が転学、編入学及び再入学した当該年次の在学者の額と同額とする。

第48条の3 特別の事由ある者に対しては、別に定めるところにより、当該年度の授業料を減免し、又は分納を許可し若しくはその徴収を猶予することがある。

2 分納の場合の月割額は、年額の12分の1とし、その月分を月末までに徴収する。

第48条の4 4月以後翌年2月までに卒業する者に限り、その期の授業料は卒業の月まで月割をもって徴収する。

第48条の5 第48条による納期前に休学の許可を受けた場合には、次期の授業料は徴収しない。

2 第48条の3によって、月割分納の許可を受けた場合には、休学の許可を受けた翌月以後の授業料は徴収しない。

3 休学期間の中途において復学する者の授業料は、復学の月から月割計算をもって徴収する。

第48条の6 転学、退学、放学、除名者については、その期の授業料を徴収する。

2 停学期間中の授業料は免除しない。

第48条の7 学生が授業料納付の義務を怠り、督促を受けて、なお納付しない時は、除籍することができる。

第49条 入学金は、金4,000円とし、入学の諸手続きをするときに納入するものとする。

2 所定の期日までに入学金を納入しない者には、入学を許可しない。

第49条の2 寄宿料は年額金1,200円とし、徴収の方法等については別に定める。

第49条の3 既納の授業料、入学金、寄宿料は、いかなる事情があっても返付しない。

第50条 貸給費を行う場合には、別に定めるところによる。

第9節 聴講生、研究生、専攻生

第51条 本学各学部所定の授業科目中一科目又は数科目を選んで聴講を志望する者がいるときは、選考のうえ聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する規程は別に定める。

第52条 本学学生以外のもので、本学において研究を志望する者がいるときは、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規程は別に定める。

第53条 本学卒業者で、特殊の専門事項について研究を志望する者がいるときは、選考の

うえ専攻生として入学を許可することがある。

2 専攻生に関する規程は別に定める。

第10節 外国人学生

第54条 外国人で、日本の大学に留学する目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるときは、別に定めるところにより選考のうえ、外国人学生として入学を許可することがある。

2 外国人学生は、定員外とすることができる。

第55条 前条の外国人学生に対しては、第20条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

第56条 前2条に規定するもののほか、外国人学生に関し必要な事項は別に定める。

第11節 公開講座

第57条 公開講座は、教授会の議を経て随時に開設する。

公開講座に関する授業科目、聴講料などについては、その都度定める。

第12節 賞 罰

第58条 学生がその本分に背いた行為をした時は、懲戒に処する。

懲戒の種類は、次の3種とする。

1 戒 告

1 停 学

1 放 学

第13節 寄宿舍及び厚生保健施設

第59条 本学に寮舎を附設し、学生の勉学及び生活の指導に資する。

寮舎に関する規定は、別に定める。

第60条 本学に健康相所談を附設し、学生の保健に資する。

健康相談所に関する規定は、別に定める。

付 則

この学則は、昭和24年4月1日から施行する。

(以下省略)

学則第21条別添第1表

1. 一般教育科目（各学部共通）

(履修案内の一般教育科目一覧表に記載されているので省略。)

2. 外国語科目

| 科目 | 単位数 | 文・教育（教育学科・特殊教育学科）・農・体育学部 | 教育（心理学科・芸術学科）・理学部 |
|-------|-----|--------------------------|-------------------|
| 英語 | 8 | | 8又は4 |
| ドイツ語 | 8 | | 8又は4 |
| フランス語 | 8 | | 8又は4 |
| 中国語 | 8 | | 8又は4 |
| ロシア語 | 8 | | 8又は4 |

3. 保健体育科目（各学部共通）

単位数

保健体育理論及び実技 4

4. 専門教育科目（各学部の定めるところによる。）

（履修案内の専門教育科目一覧表に記載されているので省略。）

5. 教職科目（各学部共通）

×印は一般教育科目にすることができる。

| | 単位数 | | 単位数 |
|----------|-----|---------------|-----|
| ×教育原理 | 4 | 学校教育方法原論 | 2 |
| ×日本教育史 | 4 | 学習指導原論 | 2 |
| 社会教育概論 | 2 | 社会科教育概論 | 1 |
| 教育課程概論 | 2 | 人文学科教育概論 | 1 |
| 自然科教育概論 | 1 | 教育実習 | 3 |
| ×外国教育史 | 4 | 教育心理学概論 | 2 |
| 教育社会学概論 | 2 | 児童心理学概論 | 2 |
| 教育行財政学概論 | 2 | 青年心理学概論 | 2 |
| 職業教育概論 | 1 | 上のほか学科目分担当表参照 | |

学則第22条別添第2表

東京教育大学各学部講座表

| | | |
|-------|--|---------|
| 文学部 | | 倫理学第2 |
| 哲学第1 | | 倫理学第3 |
| 哲学第2 | | 史学方法論第1 |
| 哲学第3 | | 史学方法論第2 |
| 倫理学第1 | | 日本古代史 |

日本中世史
 日本近代史
 東洋史学 第1
 東洋史学 第2
 東洋史学 第3
 東洋史学 第4
 西洋史学 第1
 西洋史学 第2
 西洋史学 第3
 国語学・国文学 第1
 国語学・国文学 第2
 国語学・国文学 第3
 国語学・国文学 第4
 漢文学 第1
 漢文学 第2
 漢文学 第3
 英語学・英文学 第1
 英語学・英文学 第2
 英語学・英文学 第3
 英語学・英文学 第4
 英語学・英文学 第5
 英語学・英文学 第6
 アメリカ文学
 独語学・独文学 第1
 独語学・独文学 第2
 独語学・独文学 第3
 独語学・独文学 第4
 仏語学・仏文学 第1
 仏語学・仏文学 第2
 言語学 第1
 言語学 第2
 社会学 第1
 社会学 第2
 憲法
 行政法
 民法
 刑法

政治学
 経済学
 経済史
 財政学
 経済政策
 教育学部
 教育哲学
 日本教育史
 外国教育史
 教育社会学
 教育行財政
 教育制度学
 学校教育
 社会教育学
 教育課程
 教育方法
 社会科教育
 人文科教育
 理数科教育
 実験心理学
 比較心理学
 性格・社会心理学
 教育心理学
 児童心理学
 青年心理学
 盲教育
 ろう教育
 精神薄弱児教育
 肢体不自由児教育
 特殊教育臨床
 特殊教育生理
 芸術学
 絵画
 彫塑
 書構
 成芸
 工芸

工業デザイン
理学部
関数解析
関数論
代数学
幾何学
数学解析
関数方程式
応用数学
応用解析
応用代数学
数理論理学
推理解析
計算機構
確率論
情報理論
物理数学
原子核物理学
量子力学
素粒子論
力学
システム工学
電子物理学
統計物理学
放射線物理学
電磁物性学
エレクトロニクス
物質解析学
光物性学
分析化学
無機化学
有機化学
生化学
物理化学
高分子化学
放射化学
計測化学

動物分類学・動物発生学
動物生理学
動物形態学・動物細胞組織学
一般動物学・動物生態学
植物分類学・植物生態学
植物細胞学・遺伝学
植物生理学・生化学
一般植物学・微生物学
自然地理学
人文地理学
地誌学・自然地理学
地誌学・人文地理学
水収支論
地史学・古生物学
岩石学・構造地質学
鉱物学
鉱床学
地層学
学部
作物学
畜産学
蔬菜・花卉園芸学
果樹園芸学
総合農学
応用動物学
植物病理学
育種学
生物化学
植物生理化学
土壌学
肥料及び植物栄養学
農薬化学
食品製造化学
農地工学
かんがい工学
排水工学
農業機械学

農

農産機械学
農業施設学
育林学
理水砂防学・林業工学
森林経理学
林政学
木材加工学
林産化学
農政学
農業経営学・農業計算学
農村社会学
農村教育学
工業微生物学
化工単位操作
培養工学
反応工学

体育学部

体育学
体育史

体育社会学
体育心理学
体育管理学
体操学
陸上競技学
球技学
舞踊学
野外運動学
武道論
柔道
剣道
弓道
応用解剖学
運動生理学
栄養学
運動衛生学
健康管理学
運動医学

2. 農学部別科規則

第1条 別科は学校教育法第57条にもとづき、農業に関する技能教育を施し、農業実務に堪能な自営者ならびに農村指導者を養成することを目的とする。

第2条 別科に次の専修およびコースを置く。

農業専修 酪農コース
機械化農業コース
果樹コース
蔬菜コース
花卉コース

第3条 学生定員は20名とする。

第4条 修業年限は1年とし、在学期間は2年を超えることはできない。

第5条 教育課程は別に定める。

第6条 入学資格は次の各号のとおりとする。

一 高等学校を卒業した者

- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- 四 文部大臣の指定した者
- 五 その他大学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第7条 入学志望者は所定の書類に入学検定料金1,500円を添え、指定の期日までに願出するものとし、入学試験については別に定める。

第8条 入学を許可された者は、別に定める入学手続きとともに入学料金2,000円を納入するものとする。

2 所定の期日までに入学料を納入しない者には、入学を許可しない。

第9条 授業料は年額金9,600円とし、次の2期に分けて納入するものとする。

第1期 金4,800円（4月～9月分）

（納期は4月1日から同30日まで）

第2期 金4,800円（10月～3月分）

（納期は10月1日から同31日まで）

2 所定の期日までに授業料を納入しないときは、除籍することがある。

第10条 既納の入学検定料、入学料および授業料は、いかなる事情があっても返付しない。

第11条 休学期間は1年を超えることはできない。

第12条 1年以上在学し、所定の教育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第13条 本規則に定めるもののほか、本学の諸規則中、学生に関する規定を準用する。

付 則

この規則は、昭和46年12月17日から施行し、昭和47年度入学者から適用する。

東京教育大学学生共通細則

東京教育大学学則によって次の通り細則を定める。

第1 宣誓について

1 (宣誓書の提出)

入学を許可されたもの(本科学生)は宣誓を行ない、所定の宣誓書を学部事務室に差し出すものとする。

2 宣誓文は次のとおりとする。

このたび本学に入学を許されました上は、大学生としての本分に従って学業を励み品性を正し、本学学則を守ることを誓います。

第2 保証人および在学保証書について

2 (在学保証書の提出)

入学を許可されたものは、正副保証人2名を定め、所定の様式に従って、在学保証書を学部事務室に差し出すものとする。

イ 正保証人は父兄またはこれに準ずるものとする。

ロ 副保証人は次の資格を有するものとする。

(1) 東京都内または隣接県の交通便利な地域内に居住するもの。

(2) 成年者で独立の生計を営むもの。

3 (保証人の責任)

正副保証人は学生の身上につき、いっさいその責を負うものとする。

4 (保証人の異動届出)

正副保証人に変更があったとき、および住所の移転があったときは、ただちに届け出るものとする。

第3 学生記録について

5 (学生記録の記載)

入学を許可されたものは、入学後1カ月以内に、学生記録中の所定の欄に、所定事項を

記載し、また本人の無帽半身像写真（横45ミリ、縦60ミリ、最近6カ月以内に写したものを）を貼付して学部事務室に差し出すものとする。

6 （戸籍変更、改氏名などの届出）

戸籍変更、改氏名その他学生記録記載事項に変動があったときは、ただちに届け出るものとする。

第4 学生証について

7 （学生証の携帯）

本学に在学する学生は、所定の学生証を学部事務室より受領し、つねに所持するものとする。

8 （学生証の取扱方法）

学校関係者より要求があったときは、本学生証を提示するものとする。

本学生証の取り扱い方は次のとおりとする。

イ 本学生証は他人に貸与し、または譲渡してはならない。

ロ 本学生証を所持しないときは、受講、集会または教室、研究室、図書館など本学施設の使用をことわられることがある。

ハ 本学生証を紛失したときは、ただちに学校に届け出なければならない。このために新たに学生証の交付を受けようとするときは、別に写真一葉を差し出すものとする。

ニ 本学生証は毎年更新するものとする。

ホ 進級、卒業、退学により学籍を離れたときは、ただちに本学生証を学校にかえすものとする。

第5 宿所について

9 （宿所の届出）

毎学年の始めに、所定の様式により、宿所届を学部事務室に差し出すものとする。

10 （宿所変更の届出）

宿所変更の場合は、その都度速かに届け出るものとする。

第6 服装について

11 （服装の心がけ）

服装は本学学生としての品位を保つように心がけるものとする。

12 （バッジの着用）

学生は所定のバッジをつけるものとする。

第7 健康診断について

13 (健康診断)

学生毎年1回以上、学校保健法の定めるところによる健康診断を受けるものとする。

14 (保健上の処理)

学生は健康診断の結果、必要に応じて学校の指示に従うものとする。

第8 退学、休学について

15 (退学の願出)

学則第40条により退学しようとするときは、保証人の連署をもって所定の退学願を学部事務室に差し出すものとする。

16 (休学の願出)

学則第42条により休学しようとするときは、保証人の連署をもって所定の休学願を学部事務室に差し出すものとする。

第9 学生の団体について

17 (団体の届出)

団体を設立するときは、責任者2名以上を定め、所定の様式に従い、責任者の署名捺印をもって学部長に届け出るものとする。

2 団体が2学部以上にわたるときは、学生部長を経て関係学部長に届け出るものとする。

3 団体には原則として顧問教官をおくものとする。ただし事情によってはおかないことができる。

4 学部全学生を加入者とする団体の設立については、学部の定めるところによる。

18 (団体の変更または解散の届出)

団体が目的、組織その他届出事項を変更し、または解散したときも、前条に準ずるものとする。

19 (届出の内容)

届出の内容は次の通りとする。

イ 団体の名称 ロ 団体の目的 ハ 事業の概略 ニ 加入者の種類および範囲
ホ 責任者 ヘ 事務所所在地 ト 顧問教官の有無およびその氏名 チ その他必要な事項

20 (学外団体支部などの届出)

学外諸団体の支部を結成し、または集団としてこれに加入しようとするときは、次の事項を加えて届け出るものとする。

イ 加入しようとする団体の名称およびその事務所の所在地

ロ 加入しようとする団体の目的、組織および事業の概略

21 (届出の更新)

既設の団体で存続を希望するものは、毎年5月末日までに改めて届け出なければならぬ。届出のない場合は解散したものとみなす。

22 (団体の活動停止または解散)

本学の目的に反する活動をした団体に対しては、学長または学部長は活動の停止または解散を命ずることがある。

第10 学生の集会および諸催しについて

23 (集会の届出)

団体が集会を開くときは、所定の様式に従い、責任者の署名捺印をもって学部長に届け出るものとする。

2 その他の集会も前項に準ずる。

3 集会者が2学部以上にわたるときは、学生部長を経て関係学部長に届け出るものとする。

24 (学外者の関係する集会)

学外の者の関係する集会については、別に学部長の許可を受けるものとする。

25 (届出の時期)

届出の時期は、休日を除いて5日前までとする。ただし学部長が緊急と認めたものはこの限りでない。

26 (届出の内容)

届出の内容は次のとおりとする。

イ 集会の名称 ロ 集会の目的 ハ 集会者の種類および範囲 ニ 責任者 ホ 集会場所
ヘ 集会日時 ト 学外共催者または後援者の有無およびその名称 チ 学外参加者の有無およびその範囲 リ 顧問教官または教官の署名捺印 ヌ その他必要な事項。

27 (集会場所、使用上の注意)

集会場所については管理の責任をもつ部局の承認を求めるものとする。集会のために使

用する器具の取扱いおよび建物の保存、特に火災予防に注意しなければならない。

28 (集会の報告)

学部長から要求のあった場合は、終了後、集会の責任者からその模様を報告するものとする。ただし2学部以上にわたる集会の報告については、学生部長を経ることができる。

29 (届出の除外)

平常借用している場所で、借用の目的の範囲内で集会する場合は、届出を要しない。

30 (集会の禁止)

集会が本学の目的に反するものと認められたときは、学長または学部長はその集会を禁止することができる。

31 (諸催しの届出)

署名運動、世論調査、募金、その他の諸催しを行なう場合は、集会に関する規定を準用する。

第11 学生の掲示および立看板について

32 (掲示の届出と責任者の氏名などの明記)

掲示または立看板を掲出するときは、責任者は所属学部備付けの届出簿に所要事項を記入するとともに、掲示用紙または立看板に、日付および、届出済の団体にあつてはその団体名、その他にあつては責任者の学部、学年氏名を明記するものとする。

33 (掲出の場所)

掲示または立看板の掲出場所は次のとおりとする。

- イ 大塚地区における掲示は第1、2、3学生掲示板のほか所定の場所とする。
- ロ 大塚地区における立看板は、アーケード以西を含む中庭とする(別図参照)。ただし、道路、掲示板前、芝生上、花壇および通行の妨げになる場所を除く。
- ハ 農学部、体育学部については別に定める。

34 (大きさ)

掲示または立看板の大きさは、原則として、次のとおりとする。

- イ 掲示用紙の大きさは、模造紙代以下とする。
- ロ 立看板の大きさは、ベニヤ板一枚(約90×180cm)以下とする。

35 (掲出の期間)

掲出の期間は、原則として一週間以内とする。期間終了後は遅滞なく掲出責任者が取り除かなければならない。

36 (掲出の禁止)

掲示または立看板の内容が、本学の目的に反し、または、故なく他人の名誉を傷つけるものはこれを掲出してはならない。

37 (掲示および立看板の撤去)

この規定に従わない掲示および立看板は、学長または学部長の指示により撤去するものとする。

38 (立看板)

削 除 (昭和44年12月5日)

第12 学生の文書、図画などの配布販売について

39 (届出と禁止)

文書、図画その他の物品の配布または販売については、第32条および第36条の規定を準用する。

第13 学生と教官との連絡

40 (学生と教官との協議)

この細則の施行、その他学生生活一般について必要に応じ学生代表と教官との間で協議するものとする。その組織運営については学部の定めるところによる。

2 2学部以上にわたる問題については、学生代表と関係学部教官との間で協議する。

付 則

この細則は、昭和25年8月1日から施行する。

付 則

この細則は、昭和26年3月2日から施行する。

付 則

この細則は、昭和29年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、昭和44年12月5日から施行する。